

伊 勢 市 公 報

第 227 号
平成 27 年 4 月 20 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	2
病院規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	4
○ 市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程	22
告 示	
○ 伊勢市ふるさと応援寄附金の収納の事務の委託について	35
○ 指定代理納付者の指定について	36
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定について	37
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	38
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	39
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	40
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	41
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	42
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	43
○ 地籍調査の実施について	44
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	45
選挙管理委員会告示	
○ 三重県議会議員選挙関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	46
○ 三重県議会議員選挙関係	
・ 期日前投票所の設置について	47
・ 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について	48
○ 三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙関係	
・ 開票の日時及び場所について	50
・ 開票管理者及びその職務代理者の選任について	51
・ 投票所の設置について	52
・ 投票管理者及びその職務代理者の選任について	55
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の有効期間満了について	58
公 告	
○ 犬の抑留について	59

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第28号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年伊勢市規則第64号）の一部を次のように改める。

本則の表常時介護を要する状態の項中「10万4,290円」を「10万4,570円」に、「5万6,600円」を「5万6,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「5万2,150円」を「5万2,290円」に、「2万8,300円」を「2万8,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 4 月 1 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第3号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「100分の18」を「100分の20」に改め、同条第2項中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第13条ただし書中「勤務に従事した」を「条例第15条第2項の規定による勤務に従事した」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成27年4月から平成28年3月までの間の地域手当に関する特例措置）

9 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における第9条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「100分の4」とあるのは「0」と、同条第2項中「100分の16」とあるのは「100分の15」とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

病院企業一般職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
	号給	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100

2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300

23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		

65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700

85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300			
95		292,900	340,800			
96		293,300	341,200			
97		293,500	341,300			
98		293,800	341,800			
99		294,200	342,200			
100		294,600	342,500			
101		294,800	342,800			
102		295,100	343,200			
103		295,500	343,600			
104		295,800	344,000			
105		296,000	344,500			

106	296,300	344,900					
107	296,700	345,300					
108	297,000	345,700					
109	297,200	346,200					
110	297,600	346,600					
111	298,000	346,900					
112	298,300	347,200					
113	298,400	347,700					
114	298,700						
115	299,000						
116	299,400						
117	299,600						
118	299,800						
119	300,100						
120	300,400						
121	300,800						
122	301,000						
123	301,300						
124	301,600						
125	301,900						
再							

任用職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500
------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

病院企業技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	123,900	175,000	196,600	244,600	275,400
	2	124,800	176,500	198,000	245,900	277,300
	3	125,800	178,000	199,400	247,100	279,100
	4	126,700	179,500	200,700	248,400	281,000
	5	127,700	180,900	202,000	249,500	282,800
	6	128,700	182,400	203,400	250,800	284,600
	7	129,700	183,800	204,800	252,100	286,300
	8	130,700	185,200	206,200	253,400	288,200
9	131,500	186,600	207,600	254,500	289,900	

10	132,500	187,800	209,200	255,800	291,700
11	133,500	189,100	210,800	257,000	293,400
12	134,600	190,300	212,300	258,300	295,200
13	135,400	191,500	213,600	259,400	296,800
14	136,400	192,600	215,100	260,600	298,500
15	137,400	193,700	216,600	261,700	300,100
16	138,400	194,800	217,900	262,800	301,600
17	139,500	195,900	219,000	263,900	303,200
18	140,700	197,000	219,800	265,100	304,800
19	141,900	198,000	220,700	266,200	306,500
20	143,100	199,000	221,700	267,200	308,200
21	144,200	200,000	222,700	268,200	309,500
22	145,400	201,100	224,200	269,300	310,900
23	146,600	202,200	225,600	270,400	312,300
24	147,800	203,200	226,800	271,500	313,800
25	149,000	204,200	228,300	272,500	315,200
26	150,500	205,100	229,600	273,600	316,700
27	152,000	205,800	231,000	274,700	318,200
28	153,500	206,700	232,300	275,800	319,600
29	154,900	207,600	233,600	276,800	321,200
30	156,400	208,800	234,900	277,900	322,400

31	157,900	209,900	236,300	278,900	323,700
32	159,400	210,800	237,600	279,900	324,900
33	160,900	211,500	238,800	280,800	326,000
34	162,700	212,800	240,100	281,800	326,900
35	164,500	214,000	241,400	282,900	328,000
36	166,300	215,200	242,800	284,000	329,100
37	168,100	216,300	244,100	284,700	330,200
38	169,800	217,600	245,400	285,600	331,300
39	171,500	218,900	246,800	286,500	332,300
40	173,200	220,000	248,200	287,400	333,300
41	174,800	221,100	249,300	288,300	334,300
42	176,200	222,300	250,600	289,300	335,300
43	177,600	223,500	251,900	290,300	336,300
44	179,000	224,700	253,200	291,200	337,300
45	180,500	225,800	254,100	291,900	338,200
46	181,900	227,000	255,200	292,800	339,200
47	183,300	228,200	256,400	293,700	340,200
48	184,700	229,300	257,600	294,600	341,200
49	186,000	230,400	258,800	295,300	342,100
50	187,200	231,600	260,000	296,000	343,000
51	188,300	232,800	261,200	296,700	343,900

52	189,500	234,000	262,200	297,500	344,700
53	190,600	235,100	263,300	298,100	345,500
54	191,700	236,100	264,400	298,900	346,300
55	192,800	237,000	265,600	299,600	347,100
56	193,900	238,000	266,800	300,300	347,800
57	195,000	239,000	267,800	301,000	348,500
58	196,000	240,000	268,800	301,700	349,300
59	197,100	241,000	269,900	302,500	350,100
60	198,100	241,900	270,900	303,200	350,800
61	199,200	242,900	272,000	303,800	351,500
62	200,100	243,800	273,100	304,500	352,200
63	201,000	244,700	274,100	305,200	352,900
64	201,900	245,600	275,200	305,900	353,600
65	202,600	246,500	276,100	306,400	354,200
66	203,400	247,300	276,900	306,900	354,700
67	204,200	248,100	277,700	307,500	355,200
68	205,000	248,800	278,500	308,100	355,700
69	205,500	249,600	279,400	308,700	356,100
70	206,100	250,200	280,200	309,100	
71	206,500	250,800	281,000	309,600	
72	207,100	251,300	281,700	310,100	

73	207,700	251,500	282,500	310,400
74	208,400	251,900	283,200	310,900
75	209,100	252,400	284,000	311,400
76	209,900	252,900	284,800	311,800
77	210,200	253,500	285,400	312,000
78	210,900	253,900	286,000	312,300
79	211,600	254,400	286,500	312,600
80	212,300	254,900	286,900	312,900
81	213,000	255,200	287,300	313,200
82	213,700	255,500	287,700	313,500
83	214,400	255,800	288,200	313,800
84	215,100	256,100	288,700	314,100
85	215,800	256,300	289,100	314,300
86	216,500	256,600	289,700	314,700
87	217,200	256,900	290,300	315,000
88	217,900	257,200	290,900	315,200
89	218,400	257,400	291,200	315,400
90	219,000	257,600	291,700	315,700
91	219,600	258,000	292,200	316,000
92	220,200	258,200	292,600	316,300

93	220,600	258,500	293,000	316,500
94	221,100	258,900	293,500	316,800
95	221,600	259,200	294,000	317,100
96	222,100	259,500	294,500	317,300
97	222,700	259,700	294,800	317,500
98	223,200	260,000	295,200	317,800
99	223,700	260,200	295,700	318,100
100	224,200	260,500	296,200	318,300
101	224,800	260,800	296,600	318,500
102	225,300	261,000	297,000	
103	225,900	261,300	297,300	
104	226,500	261,600	297,600	
105	226,900	261,800	297,900	
106	227,400	262,000	298,300	
107	227,900	262,300	298,700	
108	228,300	262,500	299,100	
109	228,500	262,800	299,400	
110	228,900	263,100	299,800	
111	229,400	263,400	300,200	
112	229,900	263,600	300,500	
113	230,300	263,800	300,700	

114	230,800	264,100	301,000
115	231,300	264,300	301,300
116	231,800	264,500	301,500
117	232,100	264,800	301,700
118	232,500	265,100	302,000
119	232,900	265,400	302,300
120	233,300	265,700	302,500
121	233,700	265,800	302,700
122		266,100	303,000
123		266,400	303,300
124		266,700	303,500
125		266,800	303,700
126		267,100	304,000
127		267,400	304,300
128		267,700	304,500
129		267,800	304,700
130		268,100	305,000
131		268,400	305,300
132		268,700	305,500
133		268,800	305,700
134		269,100	

	135		269,400			
	136		269,700			
	137		269,800			
再 任 用 職 員		191,300	202,400	220,900	241,700	272,400

備考 この表は、伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第1号）に規定する技能労務職員である職員に適用する。

別表第5病院企業一般職給料表の部歯科衛生士の項中 「短大卒

1級25号給」を

短大3卒	1級29号給
短大2卒	1級25号給

に改め、同部歯科

技工士の項中 「短大卒 1級25号給
高校卒 1級17号給」を 「短大3卒
短大2卒」

1級29号給
1級25号給」に改め、同表備考2中「第21条第3号」を「第21条第

4号」に、「2級5号給」を「1級37号給」に改める。

別表第7理事（医師を除く。）、医療技術部長（医師を除く。）、看護部長及び事務部長の項中「事務部長」を「経営推進部長」に改める。

別表第8 医療業務手当の部2の項中「、2病棟又は産婦人科外来診療室に勤務する助産師」を削り、同部3の項中「看護補助者並びに健診センター一室及び事務部に勤務する職員」を「一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、一般技術員、栄養士、看護補助者及び調理師」に改め、同項を同部4の項とし、同部2の項の次に次のように加える。

3 助産師業務に従事する 助産師	日額 400 円
---------------------	----------

別表第8 待機手当の部正規の勤務時間以外の時間において、救急患者等に対処するために自宅等で待機することを命ぜられた薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師及び准看護師の項中「命ぜられた」の次に、「一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、」を加え、同表変則勤務手当の部3の項中「栄養管理課」を「栄養管理室」に改め、同表管理職緊急業務手当の項中「勤務時間外」を「勤務時間以外の時間」に改める。

別表9 理事（医師を除く。）、医療技術部長（医師を除く。）、看護部長、事務部長、次長及び参事の項中「事務部長」を「経営推進部長」に改め、

同表中	「	支給額	を	「	条例第15条	条例第15条	に改める。
	10,000円	第2項に基づく支給額		第3項に基づく支給額			
	8,500円	10,000円		5,000円			
	7,000円	8,500円		4,300円			
	」			」	7,000円	3,500円	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成 27 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) 前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもののうち、別表第 1 に定める病院企業一般職給料表の適用を受ける職員にあつては平成 30 年 3 月 31 日までの間、別表第 2 に定める病院企業技能労務職給料表の適用を受ける職員にあつては平成 31 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 (前項に規定する職員を除く。) について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、給料を支給する。

市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 4 月 1 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第4号

市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程

(市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部改正)

第1条 市立伊勢総合病院事務分掌規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号を次のように改める。

(5) 経営推進部

第2条第3項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 臨床検査室 精度管理係 病理係 生理検査係 検体検査係

(3) 放射線室 撮影係 画像情報管理係 放射線治療係

第2条第3項第5号を次のように改める。

(5) リハビリテーション室 リハビリテーション係 回復期リハビリテーション係

第2条第3項に次の1号を加える。

(9) 栄養管理室 栄養管理係 栄養指導係

第2条第5項各号列記以外の部分中「事務部」を「経営推進部」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 経営企画課 企画係 経営係

第2条第5項第2号中「管理係 経理係」を「管理係」に改め、同項第3号中「診療情報管理係 地域医療連携係 電算システム係」を「電算システム係」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 地域医療連携課 地域医療連携係

第4条の表臨床検査室の部及び放射線室の部を次のように改める。

臨床検査室

精度管理係

(1) 臨床検査室における検査精度管理に関すること。

- (2) 検査機械、器具等の精度に係る保守に関すること。

病理係

- (1) 病理組織検査、細胞診検査、解剖及び医学研究に係る病理検査に関すること。
- (2) 病理組織標本及び細胞診標本の保管に関すること。
- (3) 病理検査に係る機械、器具等の保管及び管理に関すること。

生理検査係

- (1) 生理検査及び医学研究に係る生理検査に関すること。
- (2) 生理検査に係る機械、器具等の保管及び管理に関すること。

検体検査係

- (1) 生化学検査、血液学検査、免疫学検査、細菌学検査及び医学研究に係る検体検査に関すること。
- (2) 輸血検査及び保存血液に関すること。
- (3) 検体検査に係る機械、器具等の保管及び管理に関すること。

放射線室

撮影係

- (1) 診療用X線装置及び診療用非X線装置による撮影に関すること。
- (2) 診療用X線装置その他の画像診断装置の維持管理に関すること。
- (3) 磁気共鳴装置の取扱いと維持管理に関すること。
- (4) 患者及び職員の放射線被ばく防止管理に関すること。
- (5) 職員への放射線取扱いについての教育訓練に関すること。

画像情報管理係

- (1) 撮影業務に係る画像情報の整理、保管及び統計に関すること。
- (2) 放射線室ネットワーク及び画像の配信に関する維持管理に関

すること。

放射線治療係

- (1) 放射線治療装置による照射に関すること。
- (2) 係所管の放射線機器等の維持管理に関すること。
- (3) 放射性同位元素の取扱い及び管理に関すること。
- (4) 施設内漏えい線量及び環境測定に関すること。

第4条の表リハビリテーション室の部を次のように改める。

リハビリテーション室

リハビリテーション係

- (1) 理学療法の実施、指導及び研究に関すること。
- (2) 作業療法の実施、指導及び研究に関すること。
- (3) 言語訓練その他の訓練の実施及び指導に関すること。
- (4) 前号に規定する訓練の実施に必要な音声機能及び言語機能に係る検査、聴力検査その他の検査に関すること。
- (5) 第3号に規定する訓練及び前号に規定する検査の研究に関すること。
- (6) 係所管の訓練に係る設備及び備品の管理に関すること。

回復期リハビリテーション係

- (1) 回復期リハビリテーション病棟におけるリハビリテーションの実施、指導及び研究に関すること。
- (2) 回復期リハビリテーション病棟におけるリハビリテーションの設備及び備品の管理に関すること。

第4条の表視能訓練室の部の次に次のように加える。

栄養管理室

栄養管理係

- (1) 給食の献立、調理及び配膳に関すること。

- (2) 給食の安全及び衛生に関すること。
- (3) 給食材料の購入、検収及び管理に関すること。
- (4) 給食施設及び機器の管理に関すること。
- (5) 給食の調査及び統計に関すること。
- (6) その他栄養管理に関すること。

栄養指導係

- (1) 患者の栄養相談及び指導に関すること。
- (2) 食事療法の調査、研究及び統計に関すること。
- (3) 食事療法外来に関すること。
- (4) その他栄養指導に関すること。

第7条（見出しを含む。）中「事務部」を「経営推進部」に改め、同条の表経営企画室の部中「経営企画室」を「経営企画課」に改め、同部企画係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項の次に次のように加える。

経営係

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (3) 企業債及び一時借入金に関すること。
- (4) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (5) 収入及び支出に関する書類の審査並びに整理及び保管に関すること。
- (6) 金融機関に関すること。
- (7) 業務状況及び経理状況の報告に関すること。
- (8) 固定資産の取得及び処分に関すること。
- (9) 物品、診療材料等の購入、修繕等の契約に関すること。
- (10) 物品、診療材料等の管理に関すること。

第7条の表総務課の部管理系の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 職員の人材育成に関すること。

第7条の表総務課の部管理系の項に次の1号を加える。

- (16) 図書室の管理及び運営に関すること。

第7条の表総務課の部経理系の項を削り、同表医療事務課の部医事系の項第3号中「外来診療諸記録」を「外来及び入退院の診療諸記録」に改め、同項中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 中央病歴管理室の管理及び運営に関すること。

第7条の表医療事務課の部医事系の項第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 疾病、傷害及び死因分類に関すること。
- (6) 診療統計の作成及び報告に関すること。

第7条の表医療事務課の部診療情報管理系の項及び地域医療連携系の項を削り、同部電算システム系の項第1号中「医療情報システム」を「情報システム」に改め、同項第2号中「医療情報」を「電子情報」に改め、同部の次に次のように加える。

地域医療連携課

地域医療連携係

- (1) 患者の医療相談に関すること。
- (2) 紹介患者の院内連絡調整に関すること。
- (3) 患者等に係る医療機関等との連絡調整その他医療機関等との連携に関すること。
- (4) その他地域医療連携に関すること。

第7条の表栄養管理課の部を削る。

第 10 条第 1 項中「事務部」を「経営推進部」に改め、同条第 2 項中「事務部長」を「経営推進部長」に、「事務部の」を「経営推進部の」に改める。

第 11 条第 1 項中「事務部」を「経営推進部」に改める。

第 14 条第 1 項中「、経営企画室及び課」を「及び課」に改める。

第 28 条中「事務部長」を「経営推進部長」に改める。

第 29 条第 2 項中「事務部職員」を「経営推進部職員」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の職務代理に関する規程の一部改正)

第 2 条 伊勢市病院事業管理者の職務代理に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

本則中「事務部長」を「経営推進部長」に改める。

(市立伊勢総合病院事務決裁規程の一部改正)

第 3 条 市立伊勢総合病院事務決裁規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表 1 の項及び 8 の項中「事務部長及び総務課長」を「経営企画課長」に改め、同表 10 の項及び 11 の項中「事務部長及び」を削る。

別表 2 の表 1 の項中 「

所属職員	
------	--

」 を 「

所属職員

」

総務課長合議

」 に改め、同表 6 の項中「事務部長及び総務課長合議」

を削る。

別表 5 の表中「事務部の」を「経営推進部の」に改め、同表(1)の表中「事務部長」を「経営推進部長」に改め、「又は室長」を削る。

別表 5 (2)の表中「事務部長」を「経営推進部長」に改め、同表 11 の項中 「

○			
---	--	--	--

」 を

○			経営企画 課長及び 経営係長 合議
---	--	--	----------------------------

に改め、同表 15 の部(10)の

項中

50,000 円以上	30,000 円以上	10,000 円以上	10,000 円未満
100,000 円未満	50,000 円未満	30,000 円未満	

を

500,000 円以上	50,000 円以上
	500,000 円未満

	50,000 円未満
--	---------------

に改め、同部(11)の項中

200,000 円未満	
----------------	--

--	--

を

500,000 円以上	30,000 円以上		30,000 円未満
	500,000 円未満		

に

改め、同表備考中「総務課長」を「経営企画課長」に、「総務課経理係長」を「経営企画課経営係長」に改める。

(市立伊勢総合病院文書管理規程の一部改正)

第4条 市立伊勢総合病院文書管理規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の表病経の項中「事務部経営企画室」を「経営推進部経営企画

課」に改め、同表病総の項中「事務部総務課」を「経営推進部総務課」に改め、同表病医の項中「事務部医療事務課」を「経営推進部医療事務課」に改め、同表病栄の項中「病栄」を「病地」に、「事務部栄養管理課」を「経営推進部地域医療連携課」に改め、同表病建の項中「事務部新病院建設推進課」を「経営推進部新病院建設推進課」に改める。

(市立伊勢総合病院公印規程の一部改正)

第5条 市立伊勢総合病院公印規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1病院事業管理者印の部小切手用の項及び病院事業管理者職務代理者印の部小切手用の項中「総務課長」を「経営企画課長」に改め、同表事務部長印の部中「事務部長印」を「経営推進部長印」に改める。

別表第2中 「」 を 「」 に改める。

(伊勢市病院企業職員就業規程の一部改正)

第6条 伊勢市病院企業職員就業規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

別表医療技術部の項を次のように改める。

医療 技術 部	臨床工学 室に勤務 する職員	日勤	午前8時30 分から午後5 時15分まで	午後0時から 午後1時まで	4週間ご との期間 につき8 日(再任 用短時間 勤務職員 にあつて は、8日
		遅番	午後0時から 午後8時45 分まで	午後4時から 午後5時まで	
	リハビリ テーショ	日勤	午前8時30 分から午後5	午後0時から 午後1時まで	

ン室に勤務する職員		時 15 分まで		以上)
栄養管理室に勤務する栄養士及び事務員	日勤	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
	遅番	午前 9 時 45 分から午後 6 時 30 分まで	1 時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	
栄養管理室に勤務する調理師	日勤	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
	早番	午前 5 時 45 分から午後 2 時 30 分まで	1 時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	
	遅番	午前 9 時 15 分から午後 6 時まで	1 時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	
栄養管理室に勤務	日勤 (1)	午前 8 時 45 分から午後 5 時	午後 0 時から午後 1 時まで	

する調理 員		時 30 分まで	
	日勤 (2)	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで	1 時間とし、 その時限は業 務の実情に応 じて所属長が 定める。
	早番	午前 5 時 45 分から午後 2 時 30 分まで	1 時間とし、 その時限は業 務の実情に応 じて所属長が 定 め る 。
	遅番 (1)	午前 9 時 15 分から午後 6 時まで	1 時間とし、 その時限は業 務の実情に応 じて所属長が 定める。
	遅番 (2)	午前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分まで	1 時間とし、 その時限は業 務の実情に応 じて所属長が 定める。
	遅番 (3)	午前 10 時 45 分から午後 7 時 30 分まで	1 時間とし、 その時限は業 務の実情に応 じて所属長が 定める。

別表事務部の項を削る。

(伊勢市病院企業職員被服貸与規程の一部改正)

第7条 伊勢市病院企業職員被服貸与規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第10条中「事務部総務課長」を「経営推進部総務課長」に改める。

別表事務部総務課に所属する職員で専ら施設管理業務に従事するものの項中「事務部総務課」を「経営推進部総務課」に改める。

(伊勢市病院事業会計規程の一部改正)

第8条 伊勢市病院事業会計規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

本則中「事務部の」を「経営推進部の」に改める。

第3条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 経営推進部長
- (2) 経営企画課長

第3条第3項各号列記以外の部分中「事務部長」を「経営推進部長」に改め、同項第1号中「事務部長」を「経営推進部長」に、「総務課長」を「経営企画課長」に改める。

第117条から第119条までの規定中「事務部長」を「経営推進部長」に改める。

(市立伊勢総合病院当直規程の一部改正)

第9条 市立伊勢総合病院当直規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「事務部職員」を「経営推進部職員」に改める。

第7条に次の1号を加える。

- (4) 第3条第1項第4号に定める者 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等を行うこと。

(市立伊勢総合病院の診療等に関する規程の一部改正)

第10条 市立伊勢総合病院の診療等に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「事務部長」を「経営推進部長」に改め、同条第3項中「事務部長」を「経営推進部長」に、「事務部医療事務課職員」を「経営推進部医療事務課職員」に改め、同条第4項及び第5項中「事務部長」を「経営推進部長」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 38 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市ふるさと応援寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 27 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納に関する業務を委託した者

所在地	名称
京都市下京区四条通烏丸西入函谷銚町 101 番地アーバンネット四條烏丸ビル	株式会社エフレジ 代表取締役 杉本 和彦

2 委託期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3 取扱い可能なコンビニエンスストア

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
東京都中央区晴海 2 丁目 5 番 24 号	株式会社サークルKサンクス
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区神田錦町 1-1	ミニストップ株式会社

伊勢市告示第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

平成 27 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

所在地	名称
三重県四日市市幸町 2 番 4 号	株式会社 三重銀カード
東京都港区南青山 5 丁目 1 番 22 号	株式会社 ジェーシービー

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 40 号

電線共同溝を整備すべき道路の指定について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり告示します。

平成 27 年 4 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の 種 類	路線名	区 間
市道	本町宮川堤線	本町 391 番地先から 吹上 1 丁目 625 番地先まで

伊勢市告示第 41 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、野村町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 27 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 田 端 正 美

伊勢市野村町 5560 番地 2

変更後 田 端 紀 夫

伊勢市野村町 5549 番地 2

伊勢市告示第 42 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、上野町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 27 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 廣 耕太郎

伊勢市上野町 1311 番地

変更後 久 保 博 昭

伊勢市上野町 1198 番地

伊勢市告示第 43 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、磯町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 27 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 平 野 馨

伊勢市磯町 971 番地

変更後 奥 山 公 男

伊勢市磯町 891 番地

伊勢市告示第 44 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、鹿海町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 27 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 藪 谷 茂

伊勢市鹿海町 320 番地

変更後 下 野 功 純

伊勢市鹿海町 1301 番地 9

伊勢市告示第 45 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下野町自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 27 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前	仲 林 道 夫
	伊勢市下野町 424 番地 9
変更後	浦 野 雄 二
	伊勢市下野町 62 番地 3

伊勢市告示第 46 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、朝熊町委員会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 27 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 山 本 助 松

伊勢市朝熊町 2602 番地 34

変更後 東 増 己

伊勢市朝熊町 2699 番地 3

伊勢市告示第47号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成27年4月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業計画が定められた年月日

平成27年4月1日

2 調査を実施する者の名称

伊勢市

3 調査地域

吹上1（吹上1丁目）

吹上2（吹上2丁目）

東豊浜1（東豊浜町西条）

東豊浜2（東豊浜町土路）

八日市場（八日市場町）

檜原（檜原町）

宮町（宮町1丁目、曾祢1丁目、大世古1丁目、常磐2丁目及び常磐3丁目）

有滝1（有滝町）

4 調査期間

平成27年4月14日から平成28年3月31日

伊勢市告示第 48 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
城田団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 27 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 松 山 幸 功

伊勢市上地町 395 番地 12

変更後 阿 形 次 基

伊勢市上地町 450 番地 10

伊勢市選挙管理委員会告示第 23 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 27 年 4 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2, 151 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17, 917 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35, 834 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 107, 501 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 24 号

平成 27 年 4 月 12 日執行の三重県議会議員選挙における期日前投票所を次のとおり
設けますので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 3 項による読み
替え後の第 41 条第 1 項の規定により告示します。

平成 27 年 4 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

1 期日前投票所

本庁期日前投票所 伊勢市役所東庁舎 4 階第 3 会議室 岩渕 1 丁目 7 番 29 号

2 増設する期日前投票所

二見期日前投票所	二見総合支所	二見町茶屋 420 番地 1
小俣期日前投票所	小俣公民館	小俣町元町 540 番地
御菌期日前投票所	御菌公民館	御菌町長屋 1221 番地

3 増設期間

平成 27 年 4 月 4 日（土）～4 月 11 日（土）

伊勢市選挙管理委員会告示第 25 号

平成 27 年 4 月 12 日執行の三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のように選任しましたので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 49 条の 7 による読み替え後の第 25 条の規定により告示します。

平成 27 年 4 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

市役所東庁舎4階第3会議室期日前投票所

期日前投票管理者		投票管理者に事故があり、又は欠けた場合において その職務を代理すべき者		職務を行うべき日
住所	氏名	住所	氏名	
省略	大藪 記三	省略	上村 和義	平成27年4月4日
省略	里中 綾子	省略	北村 悦隆	平成27年4月5日
省略	藤川 里司	省略	太田 徹	平成27年4月6日
省略	西村 喜孝	省略	中西 教恵	平成27年4月7日
省略	濱口 敏夫	省略	河辺 和泉	平成27年4月8日
省略	藤川 里司	省略	中川 佳奈子	平成27年4月9日
省略	橋本 清美	省略	南 佳美	平成27年4月10日
省略	里中 綾子	省略	中山 幸則	平成27年4月11日

二見総合支所期日前投票所

期日前投票管理者		投票管理者に事故があり、又は欠けた場合において その職務を代理すべき者		職務を行うべき日
住所	氏名	住所	氏名	
省略	黒田 晴久	省略	黒瀬 好子	平成27年4月4日
省略	濱口 敏彦	省略	中居 一晃	平成27年4月5日
省略	黒田 晴久	省略	玉田 泰弘	平成27年4月6日
省略	中村 省三	省略	森本 真人	平成27年4月7日
省略	松井 孝彦	省略	小林 正拓	平成27年4月8日
省略	濱口 敏彦	省略	竹株 宏幸	平成27年4月9日
省略	中村 省三	省略	宮本 幸夫	平成27年4月10日
省略	松井 孝彦	省略	黒瀬 好子	平成27年4月11日

小俣公民館期日前投票所

期日前投票管理者		投票管理者に事故があり、又は欠けた場合において その職務を代理すべき者		職務を行うべき日
住所	氏名	住所	氏名	
省略	久保 徹	省略	金谷 法子	平成27年4月4日
省略	松阪 一雄	省略	小川 昇一	平成27年4月5日
省略	鈴木 克子	省略	前村 忍	平成27年4月6日
省略	中川 博次	省略	角 和将	平成27年4月7日
省略	久保 徹	省略	折戸 建樹	平成27年4月8日
省略	松阪 一雄	省略	佐波 正子	平成27年4月9日
省略	鈴木 克子	省略	岡村 基司	平成27年4月10日
省略	中川 博次	省略	小川 昇一	平成27年4月11日

御薗公民館期日前投票所

期日前投票管理者		投票管理者に事故があり、又は欠けた場合において その職務を代理すべき者		職務を行うべき日
住所	氏名	住所	氏名	
省略	今井崎 正和	省略	尾本 義則	平成27年4月4日
省略	塩井 孝	省略	東 利樹	平成27年4月5日
省略	奥田 孝	省略	上之郷 佳代	平成27年4月6日
省略	塩井 孝	省略	山口 徹	平成27年4月7日
省略	森田 耕司	省略	岩崎 成児	平成27年4月8日
省略	森田 耕司	省略	筒井 俊夫	平成27年4月9日
省略	今井崎 正和	省略	正住 さおり	平成27年4月10日
省略	今井崎 正和	省略	尾本 義則	平成27年4月11日

伊勢市選挙管理委員会告示第 26 号

平成 27 年 4 月 12 日執行の三重県知事選挙及びこれと同時に行われる三重県議会議員選挙における伊勢市開票区の開票の場所及び日時を次のとおり定めましたので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 64 条の規定により告示します。

平成 27 年 4 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 1 場 所 | 伊勢市小俣町新村 401 番地 1
伊勢市小俣総合体育館 |
| 2 日 時 | 平成 27 年 4 月 12 日（日） 午後 9 時 30 分 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 27 号

平成 27 年 4 月 12 日執行の三重県知事選挙及びこれと同時に行われる三重県議会議員選挙における伊勢市開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のように選任したので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令 89 号）第 68 条の規定により告示します。

平成 27 年 4 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西 宮 晴 一

記

開 票 管 理 者		開票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	西宮 晴一	省略	橋本 清美

伊勢市選挙管理委員会告示第 28 号

平成 27 年 4 月 12 日執行の三重県知事選挙及びこれと同時に行われる三重県議会議員選挙における投票所を別紙のとおり設けますので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 41 条第 1 項の規定により告示します。

平成 27 年 4 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

平成27年4月12日執行 三重県知事及び県議会議員選挙投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
1	進 修	宇治浦田 2 丁目 16 番 43 号	伊勢市立進修小学校体育館
2	高 麗 広	宇治今在家町 511 番地	伊勢市立高麗広公民館
3	修道第 1	桜木町 55 番地 1	伊勢市さくらぎ保育所
4	修道第 2	久世戸町 5 番地	伊勢市立修道小学校体育館
5	明倫第 1	岡本 1 丁目 18 番 21 号	伊勢市立明倫小学校
6	明倫第 2	岩渕 1 丁目 7 番 29 号	伊勢市役所本庁舎 1 階ホール
7	有緝第 1	船江 2 丁目 2 番 5 号	伊勢市立有緝小学校
8	有緝第 2	船江 2 丁目 2 番 29 号	有緝幼稚園
9	有緝第 3	船江 1 丁目 5 番 44 号	船江会館
10	厚生第 1	一之木 2 丁目 9 番 11 号	一之木町会事務所 (旧伊勢市一之木保育所隣)
11	厚生第 2	宮後 2 丁目 3 番 21 号	宮後町公会堂
12	厚生第 3	一志町 1 番 4 号	伊勢市立厚生小学校
13	早 修	常磐 3 丁目 8 番 9 号	伊勢市市民武道館
14	中島第 1	二俣 1 丁目 2 番 17 号	伊勢市立中島小学校体育館
15	中島第 2	中島 2 丁目 13 番 4 号	中島幼稚園
16	中島第 3	辻久留 3 丁目 17 番 5 号	社会福祉法人三重済美学院
17	神 社	神社港 294 番地	伊勢市立神社小学校体育館
18	大 湊	大湊町 1118 番地 194	伊勢市立大湊小学校体育館
19	浜郷第 1	神久 2 丁目 7 番 18 号	三重県立伊勢工業高校武道館
20	浜郷第 2	黒瀬町 1648 番地	伊勢市立浜郷小学校体育館
21	浜郷第 3	一色町 1682 番地	一色町公民館
22	宮本第 1	旭町 349 番地	伊勢市立宮山小学校体育館
23	宮本第 2	佐八町 2287 番地	伊勢市立佐八小学校
24	豊浜第 1	西豊浜町 1779 番地	伊勢市立豊浜西小学校体育館
25	豊浜第 2	東豊浜町 299 番地	伊勢市立豊浜東小学校体育館
26	北浜第 1	有滝町 2638 番地	有滝町民会館
27	北浜第 2	村松町 4011 番地 1	村松町民会館
28	北浜第 3	東大淀町 201 番地 1	東大淀町民会館
29	城田第 1	上地町 1478 番地	伊勢市立城田小学校体育館
30	城田第 2	栗野町 777 番地	伊勢市立城田中学校
31	四郷第 1	楠部町 2484 番地	四郷地区コミュニティセンター
32	四郷第 2	朝熊町 1994 番地 1	伊勢市あさま児童センター
33	四郷第 3	鹿海町 994 番地 1	鹿海町公民館
34	沼木第 1	上野町 2841 番地 2	伊勢市立上野小学校
35	沼木第 2	円座町 1579 番地	円座町自治会館
36	沼木第 3	横輪町 320 番地 1	中村元昭宅ウラ
37	沼木第 4	矢持町 菖蒲 125 番地 2	伊勢市消防団上野分団矢持班車庫

	投票区名	所在地	投票所の場所
38	二見第1	二見町江683番地	江コミュニティセンター
39	二見第2	二見町今一色3番地	伊勢市立今一色小学校屋内運動場
40	二見第3	二見町茶屋209番地	二見公民館
41	二見第4	二見町山田原446番地1	五峰保育園
42	小俣第1	小俣町本町3番地	伊勢市小俣農村環境改善センター
43	小俣第2	小俣町元町540番地	小俣公民館
44	小俣第3	小俣町相合750番地	伊勢市立小俣中学校体育館
45	小俣第4	小俣町明野1939番地	伊勢市立明野小学校体育館
46	小俣第5	野村町5番地2	小俣児童体育館（北部児童体育館）
47	御菌第1	御菌町高向686番地8	新高公民館
48	御菌第2	御菌町高向2589番地1	高向公民館
49	御菌第3	御菌町長屋1221番地	御菌総合支所
50	御菌第4	御菌町上條1173番地1	伊勢市御菌B&G海洋センター

伊勢市選挙管理委員会告示第 29 号

平成 27 年 4 月 12 日執行の三重県知事選挙及びこれと同時に行われる三重県議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 25 条の規定により告示する。

平成 27 年 4 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

平成27年4月12日執行 三重県知事及び県議会議員選挙投票管理者及び同職務代理者一覧表

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
進 修	省略	岩村 敏彦	省略	米本 武俊
高 麗 広	省略	久田 浩之	省略	奥田 隆良
修道第1	省略	村山 彰	省略	近藤 知子
修道第2	省略	須崎 充博	省略	中村 哲也
明倫第1	省略	富山 孝久	省略	岩崎 成児
明倫第2	省略	下村 浩司	省略	奥野 明宏
有緝第1	省略	岩佐 香	省略	阿竹 信一
有緝第2	省略	前村 俊和	省略	大西 隆
有緝第3	省略	江原 博喜	省略	阿竹 美幸
厚生第1	省略	北村 勇二	省略	加藤 寿人
厚生第2	省略	成川 誠	省略	世古口 貴行
厚生第3	省略	日置 幸美	省略	坂口 元美
早 修	省略	中村 稔	省略	増田 研一郎
中島第1	省略	藤原 孝彦	省略	西田 友則
中島第2	省略	中村 高弘	省略	伊藤 元樹
中島第3	省略	藤井 良輝	省略	大桑 和秀
神 社	省略	川端 松五	省略	日置 憲隆
大 湊	省略	堀 毅	省略	南 裕之
浜郷第1	省略	出口 昌司	省略	鎌田 茂樹
浜郷第2	省略	高村 貞子	省略	濱口 新
浜郷第3	省略	西川 貴也	省略	酒徳 芳正
宮本第1	省略	中村 富美	省略	井村 明弘
宮本第2	省略	森田 一成	省略	山本 真史
豊浜第1	省略	大西 要一	省略	奥野 覚
豊浜第2	省略	辻 浩利	省略	荒木 一彦
北浜第1	省略	大野 安道	省略	津村 将彦
北浜第2	省略	濱口 昌大	省略	日置 和宏
北浜第3	省略	沖塚 孝久	省略	森 大輔
城田第1	省略	中上 雅弘	省略	西井 道治
城田第2	省略	中村 功	省略	西井 清子
四郷第1	省略	倉野 隆宏	省略	中内 悠介
四郷第2	省略	山川 哲史	省略	上田 淳一
四郷第3	省略	世古口 真弓	省略	豊田 典久
沼木第1	省略	鈴木 光代	省略	古布 理恵
沼木第2	省略	谷口 尚	省略	小林 進
沼木第3	省略	岡 康弘	省略	山口 徹
沼木第4	省略	古布 武	省略	谷口 久美

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
二見第1	省略	江崎 里美	省略	山本 佳典
二見第2	省略	大井戸 清人	省略	藪木 茂生
二見第3	省略	濱口 基久	省略	野中 孝彦
二見第4	省略	北岡 孝裕	省略	濱千代 雅章
小俣第1	省略	世古口 幸喜	省略	岡村 基司
小俣第2	省略	田中 正彦	省略	松田 和裕
小俣第3	省略	田端 幸孝	省略	小林 正幸
小俣第4	省略	中川 孝司	省略	北村 幸治
小俣第5	省略	椿 秀樹	省略	野中 久司
御菌第1	省略	中村 昌弘	省略	東浦 富美
御菌第2	省略	中居 渉	省略	北村 祥広
御菌第3	省略	松井 紀和	省略	林 歩
御菌第4	省略	堀畑 智男	省略	前村 裕紀

伊勢市上下水道事業告示第6号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号）第8条第1項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成27年4月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間 満了年月日
99	ツダアトミック 株式会社	伊勢市大湊町 1118 番地 98	平成 27 年 3 月 31 日
192	濱口組	多気郡明和町有爾中 1238 番地 13	平成 27 年 3 月 31 日
222	有限会社ナンセイ リフォーム	伊勢市小俣町元町 1329 番 地	平成 27 年 3 月 31 日
234	松井水道	鳥羽市相差町 308 番地 1	平成 27 年 3 月 31 日
248	有限会社ワカヤ ナギ	津市加納町 2 番 12 号	平成 27 年 3 月 31 日
350	柳瀬設備	伊勢市二見町三津 495 番地 4	平成 27 年 3 月 31 日
355	株式会社ソーケン	度会郡大紀町大内山 891 番 地 3	平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市公告第 28 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 27 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	神社港	トイプードル	茶色	雌	小	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 27 年 4 月 10 日

3 抑留期限 平成 27 年 4 月 17 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）